府　令

○内閣府令第七十六号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項の規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報の通知） **第九条**　［略］ ［2～7　略］ 8　法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム又は事故情報データバンク（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁が管理運営するものをいう。）への情報の入力とする。	（情報の通知） **第九条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム又は事故情報データバンク（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。）への情報の入力とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年九月十四日から施行する。

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取引適正化検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部に取引適正化検査官百五人以内を置く。 2　［略］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官） **第四条の二**　［略］ 2　前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官二十人以内を置く。 （地方事務所の取引適正化調査課、第一取引適正化調査課及び第二取引適正化調査課並びに支所の取引適正化調査課並びに地方事務所及び支所の取引適正化調査官） **第四条の三**　［略］ ［2・3　略］ 4　前三項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引適正化調査官五十七人以内を置く。	（取引適正化検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部に取引適正化検査官八十九人以内を置く。 2　［同上］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官） **第四条の二**　［同上］ 2　前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十三人以内を置く。 （地方事務所の取引適正化調査課、第一取引適正化調査課及び第二取引適正化調査課並びに支所の取引適正化調査課並びに地方事務所及び支所の取引適正化調査官） **第四条の三**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　前三項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引適正化調査官四十七人以内を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月十一日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介